

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 8 回 遵守委員会 会合 報告書

2013 年 10 月 10-12 日
オーストラリア、アデレード

第8回遵守委員会会合

2013年10月10-12日

オーストラリア、アデレード

議題項目 1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1. 遵守委員会議長スタン・クローザース氏は、会合を開会するとともに、参加者を歓迎し、オーストラリアによるもてなしに謝意を表明した。
2. 議長は、南アフリカ及び米国が会合に参加できないことを報告した。米国は、米国政府の閉鎖のために参加することができなかった。
3. メンバーは会合への参加者を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおり。

1.2. 議題の採択

4. 議題は別紙 2 のとおり採択された。既存の議題項目の中で、日本がその遵守状況に関するプレゼンテーションを行うこと、港内転載について議論すること、未報告の SBT の漁獲又は死亡に関する情報に関する拡大科学委員会 (ESC) からの要請を検討することが合意された。
5. 会合の文書リストは別紙 3 のとおり。

1.3. 会議運営上の説明

6. 事務局長は、会議の運営方法を説明した。

議題項目 2. CCSBT 保存管理措置の遵守

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告

7. メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) はそれぞれ、遵守委員会への年次報告書を紹介した。会合に提出された報告書の内容に関連して広範な議論が行われた。
8. 議論の中で提起された事項は以下のとおり。
 - オーストラリアは、予定されていた国内漁業へのステレオビデオの導入について、費用対効果及び完全に自動化されていないという技術的な問題のため、その導入が遅れることを報告した。オーストラリアは、ステレオビデオが導入されるまでは、100尾サンプル体制を継続していくことを表明した。メンバーは、ステレオビデオ導入の重要性を繰り返し述べるとともに、度重なる遅延に対するフラストレーションを表明した。オーストラリアは、ステレオビデオをいつ導入する見込み

なのかを報告することができなかった。またオーストラリアは、ステレオビデオの問題は遵守委員会で議論する問題ではないと考えており、当該問題については拡大委員会（EC）会合で説明したいと述べた。ニュージーランド及び日本は、ステレオビデオは遵守委員会（CC）の問題ではないとするオーストラリアの見解を共有しなかったが、ECにおいてさらなる議論を求めることを受け入れた。また、オーストラリアの代表団は、ステレオビデオ導入の遅延について議論するため、メンバーに対して二国間協議を呼びかけた。

- メンバーは、SBTの全ての死亡要因にかかる最良の推定値を提供するという決議上の義務を繰り返し確認した。これには、再放流又は投棄されたSBT及び遊漁による死亡も含まれる。オーストラリアの遊漁による漁獲量の推定値を得るための作業についても議論された。オーストラリアは、遵守委員会に対し、オーストラリアの現在の配分量は商業セクター向けのものであること、オーストラリアの遊漁による漁獲量の合計の推定値を提供するために十分なデータがなく、国内の遊漁による漁獲量を正確に推定する手法を開発するための調査プロジェクトを開始したところであり、2015年に当該プロジェクトが完了する見込みであることを情報提供した。
- インドネシアは、沿岸零細漁船に関して、特により正確なデータの提供及び沿岸零細漁船によるSBT漁獲の管理が困難であることについて説明した。インドネシアは、沿岸及び小規模漁業においてSBTは予測不可能な混獲として漁獲されるため、こうした漁業でのSBT漁獲を防止することは不可能であると述べた。インドネシアは、沿岸零細漁業者によって漁獲されたSBTの多くは、許可船舶を有する企業に売却されたと推測した。オーストラリアはインドネシアに対し、サメとの相互作用の顕著な増大が報告されていることに関する説明を求めたが、コメントはなかった。インドネシアは、インドネシアの小規模漁業に関して検討するようメンバーに要請した提案（会合文書CCSBT-CC/1310/18）を提出した。
- メンバーは、南アフリカが会合に参加できず、また、その年次報告書の提出が非常に遅れたことに対する懸念を表明した。南アフリカの報告書に関連するメンバーの全ての質問について、会合終了までに事務局に提出し、事務局はその回答を得るべく質問を南アフリカに送付することについて合意した。メンバーは、南アフリカによる著しい過剰漁獲及びこれに対処するためのアクションが要請されたことに留意した。
- 日本の報告書の説明後、メンバーは、SBTの水揚げ検査に関する日本の報告について質問した。日本は、出荷又は港内転載を検査するために南アフリカに公務員を送ることはしていないとコメントした。日本は、SBTの直接輸出は漁業関係法令により禁止されており、港内転載に関しては、SBT漁獲枠を配分された日本漁船による港内転載のほとんどはケープタウンで実施され、転載されたSBTは関係当局による水揚げ検査の対象になるものと理解していると説明した。その代わりに、日本は、SBTが日本で水揚げされる際は、漁港において水揚げ検査を

実施している。メンバーは、2011年から2012年にかけて保持されなかった SBT が顕著に増加したことを指摘し、日本は、保持されなかった SBT の数量は、操業海域又は漁獲された SBT のサイズ組成及びこれらに対する各漁船の操業戦略によって変わる可能性がある」と回答した。

- 過去2シーズンのオーストラリアによる過剰漁獲は、漁期の終わりに行われる行政上の調整の結果であることが留意された。両シーズンとも、オーストラリアは次年の TAC において自主的に削減した。
 - 日本のオブザーバーカバー率が目標以下であったことが指摘され、日本は、漁船に配乗されたオブザーバーが急病によりその業務を継続できなかったことによるものと説明した。
9. 日本は、年次報告書の紹介に加えて、「全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議」において明記された日本の遵守にかかるレビューをアシストするため、日本の遵守制度に関するプレゼンテーションを行った。ニュージーランドは日本に対し、何らかの非遵守が探知されたかどうかを質問した。日本は、SBT に直接関連する非遵守事例は無かったと回答した。
 10. ニュージーランドは、CC は日本の遵守制度について議論し、重大な問題があった場合には EC 会合に持ち込むよう奨励した。この問題にかかるニュージーランドの意見は、遵守制度の頑健さ及び SBT 漁業及び非 SBT 漁業の両方の非遵守に対応する能力に関するものであった。ニュージーランドは、新たな遵守体制が実行されて以降、非遵守は探知されていないという日本の保証を信頼した。
 11. オーストラリアは、遵守制度を評価するための基準又は規範がないため、日本の遵守制度に関する勧告を行うことは困難であるとコメントした。オーストラリアは、これは将来的な課題であり、全てのメンバーの遵守体制に適用し得るパフォーマンスの規範を持つことは有益であろうと指摘した。
 12. メンバーは、日本が CCSBT 遵守制度を強化するために過去6年間にわたって相当の投資を行ってきたこと、及び過去の情報をベースに構築された日本の制度に関して、CC は大きな問題を何ら特定できなかったことを認識した。しかしながら、CC は、比較すべきパフォーマンスの基準又は規範なしに判断を下すことは困難であった。日本は、委員が日本の遵守システムを理解する助けとなるよう、拡大委員会においてプレゼンテーションを行うことに合意するとともに、ゲームの途中でルールを変更することは適切ではないとコメントした。メンバーは、日本の遵守レベルが満足できるものかどうかに関するコンセンサスを得ることができず、この問題を拡大委員会に委ねた。

2.2. 事務局からの報告

13. コンプライアンスマネージャーは、会合文書 CCSBT-CC/1310/04 を説明した。当該文書は、メンバー及び協力的非加盟国 (CNMs) による

CCSBT 保存管理措置の遵守を概説したものである。留意すべき主要な分野は以下のようなものである。

- 2010-2012 年の間、インドネシアの報告漁獲量は、配分量を合計 400.6 トン超過した。
 - 2011-2013 年の間、南アフリカの報告漁獲量は、配分量を合計 55.05 トン超過した。
 - インドネシアには、2012 年に SBT を漁獲した可能性がある沿岸零細はえ縄漁船がおよそ 360 隻存在するが、これは CCSBT 許可船舶リストには含まれていない。
 - 2013 年第一四半期において、欧州連合からは CDS 様式がまったく受領されておらず、また、かなりの量のインドネシアに関する未処理の CDS 様式があった。
14. 事務局は、会合後、修正及びメンバーに対して事前及び会合中に提供された全ての追加情報を組み込んだ当該文書の最終更新版を提供することを報告した。
 15. ニュージーランドは、報告された CDS に関するいくつかの低い遵守率は、電子 CDS がメンバー、CNM 及び事務局による運営を容易にするとともにそのパフォーマンスを改善させ得るというニュージーランドの見解を支持していると述べた。
 16. メンバーは、報告の有用性に留意するとともに、データのとりまとめにかかる事務局の努力に感謝した。

2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守の評価

17. 議長は、この議題項目において以下の 3 つの課題について議論する必要があると述べた。
 - CNM のパフォーマンスに関する拡大委員会 (EC) に対する助言の提供
 - CCSBT の是正措置に関する政策の適用
 - メンバー又は事務局の報告書ではカバーされていない遵守上の課題

CNM のパフォーマンスに関する拡大委員会 (EC) に対する助言の提供

18. 会合は、EU が輸入に関して CDS を完全に実施していないこと、及び漁獲した SBT を配布又は贈与している EU 漁船による漁獲量に関する懸念を表明した。
19. ニュージーランドは、委員会は、南アフリカとの CNM としての関与を継続し、また南アフリカがメンバーとなるよう奨励するべきであると指摘した。また、メンバーは、南アフリカがその SBT 漁業の管理に関する頑健な措置を導入するよう奨励することが提案された。
20. フィリピンによる遵守に関するメンバーからのコメントはなかった。

CCSBT の是正措置に関する政策の適用

21. 議長は、オーストラリアが 2011/12 年漁期の過剰漁獲を報告したこと、及び是正措置に関する政策に基づきその過剰漁獲分が 1 : 1 の割合で自主的に返済されたことに留意した。
22. インドネシアは、原則的に是正措置に関する政策を強く支持するが、インドネシアの過剰漁獲、具体的にはインドネシア海域における予期できない混獲であって避けることのできない SBT 漁獲の返済は必ずしも CCSBT の利益になるものとは考えていないとコメントした。
23. 会合は、是正措置に関する政策は 1:1 を基本とする返済を単純に求めているものではなく、メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失については、当該政策は、その是正措置に関してキャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならないが、ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限ると勧告していることに留意した。議長は、メンバーに対し、この問題について議論を行い、議題項目 3.1.5 の議論において具体的な提案を提供するよう要請した。
24. メンバーは、南アフリカがその非遵守に対応するために取り得るアクションについて検討した。南アフリカに対し、その過剰漁獲を改善するための計画を実施するよう求めることともに、南アフリカに対し、その配分量を管理するための管理体制が適切なものとなるよう確保するための支援をオファーすることに合意した。また、南アフリカが年次報告書において全ての情報を報告するよう要請することに合意した。特に、チャーター船か国内船かによって操業を報告する代わりに、さらに対象漁業の漁業種類ごとに内訳を示すことは有益である。
25. オーストラリアは、南アフリカに対するいくつかの質問があると指摘し、それは事務局から南アフリカに送付することとなった。

メンバー又は事務局の報告書ではカバーされていない遵守上の課題

26. 遵守委員会は、会合へのシンガポールの出席を歓迎し、シンガポールが、シンガポール内外への SBT の移動に関する何らかのデータを保有しており、それが CCSBT に提供されれば、全ての異常又は想定外の活動を特定するためにメンバーを支援する上で有益であるとした。シンガポールは、シンガポール又はシンガポールの企業を通じた SBT の移動に関する情報があるかどうかを調査し、可能であれば CCSBT と当該情報を共有する用意があることを報告した。
27. 議長は、会合に対し、議長が情報提供を受けた潜在的なリスクとして、相当量の SBT が漁獲されていると考えられる海域における中国船籍はえ縄漁船の操業について報告した。また、議長は、製品が非加盟国に向かうことになる無報告及び監視されていない洋上転載による潜在的なリスクに関する懸念を提起した。複数のメンバーが、SBT 漁獲海域における中国漁船の拡大による SBT への影響にかかる懸念を表明した。また、無報告の SBT 転載の可能性にかかる深刻な懸念が表明された。

28. 会合は、中国が今回の拡大委員会への参加を求める CCSBT の招待に対して返答しなかったこと、及び CCSBT の CDS に中国が協力するよう求めるこれまでの CCSBT からの全ての書簡に返答が無かったことについて、失望とともに留意した。

議題項目 3. CCSBT 遵守計画の実行

3.1 2013 年の行動計画

3.1.1. 最低履行要件

29. コンプライアンスマネージャーは、会合文書 CCSBT-CC/1310/05 を説明した。当該文書は、以下に関する最低履行要件 (MPR) の修正案を提供したものである。
- 最低履行要件の導入セクション (目的 - 項目 b)
 - 漁獲証明制度 (CDS)
 - 転載
30. 最低履行要件の目的セクションに関して、会合は、第 2 回遵守委員会作業部会会合 (CCWG2) により勧告された修正案に合意した。

3.1.1.1. 漁獲証明制度 (CDS)

31. 会合は、CDS 最低履行要件の修正案に合意した。当該修正案及び最低履行要件の導入 (目的) セクションの修正案は別紙 4 のとおりである。
32. 日本は、CDS 文書の確認 (バリデーション) は、公務員又は旗国によって正式に許可された者による物理的検査の結果をベースとして実施されなければならないというのが日本の見解であり、この問題に関する他のメンバーとの議論を継続していきたいと述べた。

3.1.1.2. 転載

33. 会合は、一連の転載最低履行要件修正案に合意した。この転載最低履行要件修正案は別紙 5 のとおり。しかしながら、議論の中で、現行の措置との大きなギャップが特定された。このギャップには、非加盟国の運搬船による VMS の報告、及び港内転載のカバー率の不足が含まれていた。
34. 複数のメンバーは、転載が遵守上極めてリスクの高い分野であることに鑑み、現行の転載決議をレビューすることが適切であるとの問題提起を行った。議長は、提起された問題とともに、港内転載に関する決議に関して、議題項目 6 の「将来の作業計画」において議論を行うよう要請した。
35. メンバーは、改善された転載要件に関する作業の継続を支持するとともに、小規模な休会期間中の作業部会において、本件について議論するこ

とに合意した。本件については、議題項目 6（将来の作業計画）においてさらに議論された。

3.1.2. 他の RFMO と共通の IUU 船舶リストに関する費用対効果の調査

36. コンプライアンスマネージャーは、CCSBT の IUU 船舶リスト案の検討に関する会合文書 CCSBT-CC/1310/06 を説明した。CCSBT 決議案は、他の RFMO において既に採択されている類似の決議をベースとしたものである。決議案には相互掲載規定が含まれている。
37. 会合は、EC による検討に向けて、別紙 6 の CCSBT IUU 船舶リスト決議案の修正版に合意した。修正版の決議案には、拡大委員会によって適切に議論されるよう、相互掲載を促進するための簡略化されたパラグラフが含まれた。オーストラリアは、「CCAMLR」に関する言及が削除されたこと、及び序文の第 5 パラグラフに「マグロ類」という文言が挿入されたことに対する失望を述べた。全ての CCSBT IUU 船舶リストに含まれるべき情報の中に船長の名前及び国籍を含める問題についてはコンセンサスに達しなかったが、メンバーは、非遵守について説明責任がある船長の情報の把握の重要性を認識し、当該情報を含めるかどうかについては EC 会合に持ち越された。

3.1.3. 寄港国義務の効果的な導入方法の評価

38. コンプライアンスマネージャーは、ニュージーランドによって作成された CCSBT 寄港国措置 (PSM) 決議案に関する会合文書 CCSBT-CC/1310/07 を説明した。メンバー及び事務局は、決議案作成にかかるニュージーランドの尽力に感謝した。
39. PSM 決議案は、FAO 寄港国措置協定及び他の関連するまぐろ類 RFMO の保存管理措置に基づくものである。
40. 日本は、短期間のうちにメンバーがこうした措置を採択できるようにするためには、ICCAT の勧告 12-07 に基づく PSM とすることが望ましいと述べた。また、日本は、日本における外国船による SBT 水揚げの水準の評価が未だ進行中であること、及び PSM 導入後に発生するであろう日本の負担のため、この会合において PSM に合意できる状況にないと述べた。CC は、この作業は重要なものであり、決議の策定において全てのメンバーに課される負担を考慮しなければならないことに留意した。この点に関して、日本は、他のメンバー、特に漁場から直接日本に SBT を輸出しているメンバーからの協力を求めていると述べた。
41. メンバーは、CCSBT の PSM 決議案に関する作業を継続することを支持し、この作業を進める最も効率的な方法は小規模な休会期間中の作業部会であるとの考えで合意した。この点については、議題項目 6（将来の作業計画）においてさらに議論された。

3.1.4. 試行的監査の実施、報告書の受領、調査結果の検討及び適切な行動

42. 事務局長は、オーストラリア、日本、韓国及びニュージーランドで実施された試行的品質保証レビュー（QAR）の実行プロセスを概説した。また、事務局長は、独立レビュー実施者による試行的 QAR 全体最終報告書（CCSBT-CC/1310/12）でなされた勧告とともに、QAR 手法の実施にかかる主要な強み及び弱点を説明した。
43. 試行的 QAR を受けたメンバーは、概して、レビューのプロセスは非常に有用であり、また、他のメンバーの QAR から得られた制度関連文書も極めて有益であることを理解した。また、これらのメンバーは、概して、QAR プロセスを継続していくべきとの点で合意した。
44. メンバーから指摘された主要な困難性として、レビューを受けたメンバーのかなりの人的資源を必要とするプロセスがあった。この問題は、英語が母国語ではないメンバーにおいて、言語が障壁となってより大きくなった。文書の翻訳に伴う困難性は、レビュープロセスの一部として体系的に取り込まれるべきものであり、またレビューを受けるメンバーに追加的な負担を強いるものであってはならないという提案がなされた。
45. 会合は、レビュー実施者が必ずしも実務又は CCSBT の決議を理解していない事例があったとコメントした。しかしながら、外部レビューを伴わない試行であるということは、レビュー実施者が足場にできるものがなかったということであり、この点は将来のレビューにおいて改善されるべきであること、またメンバーの負担も軽減されるべきであることが留意された。
46. オーストラリアは、オーストラリアの政府機関によって実施されている独立外部監査プロセスに関するプレゼンテーションを行い、CCSBT の QAR プロセスとの類似点を特定した。
47. 台湾及びインドネシアは、2014 年に試行的 QAR を実施することに合意した。台湾はフェイズ 1（机上レビュー）QAR を実施するのに対し、インドネシアは 2 つのフェイズ（机上レビュー実施後、現地確認が行われる）を実施する予定である。
48. オーストラリア及び日本は、2014 年中のフェイズ 2 QAR の実施にかかる考え方を検討し、EC 会合の終了前までに判断することとなった。
49. ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル（HSI）は、CCSBT メンバーによる QAR プロセスへの参加を歓迎したが、QAR はメンバーへの TAC 配分の遵守に焦点を当てたものとなっており、ERS の管理問題を検討するために QAR の対象を拡大することは有益であると指摘した。
50. HSI は、オーストラリア及び日本が、フェイズ 2 QAR に他の遵守要件を含めるよう範囲を広げることを検討したかどうかを質問した。議長は、フェイズ 2 QAR の付託事項はまだ合意されていないことを指摘した。オーストラリアは、フェイズ 1 QAR の付託事項は最低履行要件に記載され

ている措置に基づいており、最低履行要件に記載されていない措置を含めるように対象を拡大することは困難であると指摘した。また、オーストラリアは、フェイズ2の付託事項は、その実施前に策定される必要があると指摘した。

3.1.5. インドネシアへのMCS支援プログラムの提供

51. 議長は、遵守委員会の3年間の行動計画には、インドネシアに対する支援及び援助の提供が含まれていることを指摘した。また、議長は、CCSBTの義務を履行するべく努力する中で、インドネシアは複数の特有の事情に直面しているとコメントした。
52. 会合は、インドネシアにおけるQARの重要な役割は、CCがインドネシアに対して支援を提供すべき分野を特定することができるよう、インドネシアがCCSBTの義務の履行において経験している困難に関する情報を提供することであると考察した。そうしたレビューなしに、CCがインドネシアに対してどのような支援を行うのが最良なのかを判断することは困難である。

3.1.6. SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

53. 議長は、DNA試験、表皮分析、電気泳動及びその他の遺伝子標識といったSBTの種同定の助けとなる作業がいくつかの国で進行中であることを指摘した。議長は、この作業を統合するための試みが何ら行われていないと述べつつ、こうした情報を持ち寄って次回のCC会合において検討するための文書を作成する役割をいずれかのメンバーが行うよう提案した。
54. ニュージーランドはこの提案を支持した。また、ニュージーランドは、実験室での試験が不要になるような遺伝子プローブ及び携帯式の試験機器を開発中であるとコメントした。
55. オーストラリアは、オーストラリアが実施している遺伝子標識に関する作業の概要を説明した。その進捗状況は次回のESCにおいて報告される予定である。

3.2. 2014年に実施予定の行動計画

二国間協定及び国際的なネットワークを通じたモニタリング強化

56. コンプライアンスマネージャーは、会合文書CCSBT-CC/1310/13を説明した。当該文書は、MCSのトレンド及び懸念に関するハイレベルな情報の共有を促進し、また、必要に応じた協議プロセスに関するMCS関係者との国際的ネットワークの構築を支援するため、CCSBTがIMCSネットワークにオブザーバーメンバーとして参加することを勧告した。

57. メンバーは、この勧告を支持した。

IUU SBT 漁業に関する体系的な監視及び取締り体制の実施

58. メンバーは、追加的な転載決議の策定といった現行の措置の改善について検討した。韓国は、港内転載も含めた転載決議の修正案を作成するため、休会期間中の作業部会を形成することを提案した。
59. 洋上及び港内転載に関する決議について、事務局が案を作成し、その後、休会期間中の作業部会における議論のベースとして当該案を提供することが提案された。

協力要請を行う必要がある非メンバー国の特定と指名

60. 会合は、中国を CCSBT に参加させるよう奨励する方法について議論した。中国を参加させるよう奨励するため、具体的には他の RFMO の会合を中国代表団との対面の機会として用いるなど、共同してアクションを起こすことに強い支持があった。
61. 2013 年 12 月の WCPFC 会合において、メンバーが中国と接触することが勧告された。日本が当該会合での調整に関する主要な役割を担うよう検討することが合意された。
62. 事務局は、WCPFC 会合の前に、CCSBT への協力義務の性質について中国にリマインドし、CCSBT が中国に求めている情報及び協力の性質について中国に伝達するための書簡を中国に送付することが合意された。メンバーは、事務局からのレター案をレビューすることに合意した。
63. CC は、CCSBT からの要請に対する回答及び今時会合への参加について、シンガポールに感謝した。また、米国は会合に参加する意向であったが、米国政府の閉鎖のために直前で出席を取りやめたことが留意された。

議題項目 4. CCSBT MCS 措置のレビュー

64. 文書 CCSBT-CC/1310/14 がコンプライアンス・マネージャーから説明された。当該文書では、CCSBT における 4 つの主要な MCS 措置の運用に関する課題について、事務局の観点から説明されている。

4.1. CDS

65. 文書 CCSBT-CC/1310/14 は、以下の両者による CDS 決議の修正勧告を提示した。
- 事務局による提案
 - CCWG2 による勧告

66. 会合は、提案された修正について検討し、CDS 決議及び CDS 様式及びこれに関する記入要領にかかる一連の修正について合意した。合意された修正点は別紙 7 のとおりである。

4.2. 転載

67. 台湾及び日本は、会合に対し、洋上転載の確認の完全性の改善にかかる休会期間中の検討結果を報告した。
68. 台湾は、洋上転載され、その後直接日本に輸出される SBT の検査（2014 年 4 月 1 日から開始）のため、第三者機関と契約する予定であることを説明した。日本は、この対応に対する謝意を表明した。

4.3. VMS

69. この議題項目において検討された事項はなかった。

4.4. 許可畜養場・船舶記録

70. オーストラリアは、事務局に畜養場に関する許可を報告するための更新版標準様式が円滑に機能していることを報告した。

4.5. 公開されている市場データのレビューと分析

71. コンプライアンスマネージャーは、グローバル・トレード・アトラス（GTA）から得られた貿易情報の分析の更新版に関する文書 CCSBT-CC/1310/15 を説明した。文書は、GTA データベース上に記録されている輸入／輸出情報と、CCSBT が保有する CDS データベース上の輸入／輸出情報との比較を含むものである。
72. メンバーは、この分析は有益なものであると考え、GTA データ購入の継続及び分析の継続的な実施を支持した。
73. 会合に参加したシンガポールに対するメンバーの謝意が表明された。
74. 当該文書において提示された結果に関して、EU は、GTA から生成された記録によれば EU へ、及び EU 内で起こったとされている SBT（活魚の SBT を含む）の高水準の貿易量について、現時点では説明ができないと述べた。EU は、内部調査が終わり次第、本件に関する追加情報を提供することを約束した。インドネシアは、GTA データベースに記録されているような、2010 年に SBT 活魚（95.2 トン）をイエメンに輸出した事実はないと報告した。インドネシアは、SBT を生きたまま取り扱うことができる技術及び船舶の設備を持っているインドネシアの漁業者はいないと断言した。事務局は、この相違の原因を解決するべく、インドネシア及び GTA とともに作業することを約束した。

議題項目 5. 新規又は強化 MCS 措置 (MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む)

5.1. ステレオビデオ技術に関する合同の技術的な議論の結果の報告

75. オーストラリアは、CCSBT19において、ステレオビデオに関する技術的な議論に参加するという日本からの申し出を受け入れたことに言及した。2013年2月の行われたハイレベル協議は有益ではあったものの、技術的な議論はなかった。
76. オーストラリアの畜養場への SBT の移送にかかるステレオビデオの導入のさらなる遅延に対し、メンバーは、再度、重大な失望を表明した。メンバーは、2013年12月からステレオビデオカメラが導入される予定であると期待していたが、この会合においては、その導入が先送りされることを情報提供されたただけであった。オーストラリアは、出来るだけ早くステレオビデオを導入するよう強く要請されるとともに、オーストラリアが畜養向け漁業における過剰漁獲のリスクを低減するため、100尾サンプリング以上の措置を取るよう要請された。
77. オーストラリアは、最近のオーストラリアの政権交代後、2013年に業界に対して自動化されていないステレオビデオを無理強いすることはしないこととなり、その代わりに、オーストラリアの業界に不必要なコストを強いることのないシステムを提供するため、当局はステレオビデオを自動化する努力を強化するよう指示されていると述べた。

5.2. ウェブベースの電子CDSの費用対効果

78. 事務局長は、CCSBTのウェブベース電子漁獲証明制度(eCDS)の費用対効果に関する会合文書CCSBT-CC/1310/16を説明した。
79. メンバーは、eCDSに関するそれぞれの優先事項に関する様々な意見を表明した。しかしながら、次回の遵守委員会会合までeCDSに関する最終勧告を先延ばしすることに関してはコンセンサスがあった。勧告の先延ばしは、eCDSを導入しようとするに当たってCCSBTがICCATの経験から学ぶとともに、事務局が、eCDSに関して特定されている以下のような運用上の実務面に関する手法を検討し、提示することを可能にするであろうことに合意した。
- 洋上での信頼性及び費用効果が高いインターネット接続の欠如
 - 貿易を中断させるリスク
 - 完全なCDS様式の完成に必要なスケジュール
 - データの機密性及び安全性
 - eCDSの運営
 - ユーザー及び役割
 - 導入及び提供プロセス

5.3. オブザーバー計画

80. 事務局長は、CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) の強化に関するオプションを提示した会合文書 CCSBT-CC/1310/16 を説明した。当該文書の目的は、このテーマに関するメンバー間の広範な見解の相違を認識しつつ、CC7 からの要請に従って SOPS の強化に関する勧告を提示することであった。この結果として、当該文書は、SOPS のわずかな強化を提示し、また、異なるメンバーから過去に表明されていた見解間の妥協案を含むものとなった。
81. 事務局文書は、以下の 4 つの分野に関する強化を勧告した。
 - 全般的な SOPS の目的
 - オブザーバーカバー率の改良
 - データ収集要件
 - データ提出
82. メンバーは、勧告のうち最初の 2 点に対する様々な異なる見解を表明し、コンセンサスに達しなかった。
83. HSI は CC に対し、生態学的関連種に関する、特にデータ収集要件の部分の修正を報告した第 10 回生態学的関連種作業部会会合 (ERSWG10) 報告書パラグラフ 135 及び 136 について言及した。
84. 会合は、ERSWG10 により作成され、会合文書 CCSBT-CC/1310/17 の別紙 A として提供された科学オブザーバー計画規範の修正案を精査した。修正案のうち、以下の 2 つの修正のみが遵守委員会により支持された。
 - 別紙の 2 ページにおける「[最低] カバー率目標」から「[最低]」を削除
 - 13 ページの脚注、「『マグロ類』とは SBT 以外のすべての…」を「『その他のマグロ類』とは SBT 以外のすべての…」に修正
85. オーストラリアは、「最低」の削除というコンセンサスへの参加に合意したが、オブザーバーカバー率に関する最低基準の設定に関心を有している旨述べた。

5.4. 新規及び又は強化 CCSBT MCS 措置

86. 議長は、会合において、さらなる作業が必要なものとして 2 つの措置が特定されたことに留意した。
 - 洋上及び港内転載
 - 寄港国措置
87. 日本は、CC7 において、日本が、CCSBT の MCS 措置の強化に関する提案を行うことについて議論があったことを想起した。しかしながら、会合中に既に議論が行われたため、日本は、当該提案を提示しなかった。さらに日本は、漁業国の当局による水揚げ検査、第三者による CDS の確

認及び報告率の改善は、より良い遵守を達成するために重要であり、日本はこれらの課題について CCSBT メンバーとの議論を継続していく旨述べた。

88. HSI は、近い将来に新たな混獲緩和措置が導入されること、及びこれらの措置が遵守されるだけでなく効果的に行われるよう確保するための MCS 措置の重要性を述べた。また、HSI は、メンバー国の操業者が、海鳥との相互作用を緩和するための適切な加重枝縄レジームを使用することを確保するよう促した。

5.5. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

89. 議長は、この独立した議題項目について紹介するとともに、メンバーが関連情報及び進展状況を共有する機会を提供した。
90. ニュージーランドは、QAR が、レビューを受けたメンバーにとって、またその他のメンバーにとっても、実施されている他メンバーの制度に関する有用な情報を得るために有用なリソースであることを指摘した。

議題項目 6. 将来の作業計画

91. 遵守委員会は、2014 年の作業計画を以下のとおり策定した。

活動	おおよその期限	人的及び財政的資源
中国に対し、2013 年 12 月にケアンズで開催される WCPFC の次回会合中に CCSBT メンバーの代表団と会合を持つよう要請する書簡を送付する。	2013 年 10 月	事務局長（議長及びメンバーと相談）
洋上転載にかかる更新版の措置及び港内転載にかかる新たな措置を含む転載決議の改正案を作成する。	2013 年 12 月－ 2014 年 3 月	休会期間中の作業部会における全てのメンバー/CNM による議論を踏まえて、事務局が一次案を作成
CCSBT 転載決議改正案及び寄港国措置協定の策定、及びオブザーバー規範の強化を検討するための小規模な 4-5 日間の休会期間中の作業部会（各メンバーから 2-3 名出席）の開催	2014 年 4-5 月	各メンバーから 2-3 名の参加者、CC 議長、事務局職員 3 名、完全通訳
転載決議案に関する最低履行要件案の策定	2014 年 5-9 月	事務局
2015-2017 年の更新版 3 年間の行動計画案の策定	2014 年 5-8 月	事務局長（議長と相談）
eCDS に関して提起された懸念への着実な対応、及び外部の経験からの学習	2014 年 1-8 月	事務局長（メンバーと協力）
CCSBT の実施中の MCS にかかる IOTC との関係強化	2014	事務局、旅費を予算措置
証明者及び確認者による SBT の種同定の助けとなる現在利用可能な新技術及びツールのレビュー/概説の策定	2014 年 1-5 月	事務局

議題項目 7. その他の事項

92. ESC を代表して、ニュージーランドは、ESC により 2014 年に実施予定の全体的な資源評価では、全ての SBT の死亡を含めた感度試験が実施される予定であると述べた。背景情報とともに潜在的な死亡源を概説し、またこれらの死亡の推定手法を提案したワーキングペーパーが提供された。
93. 会合は、この作業が極めて重要であるという点で合意し、また、全てのメンバー及び CNM が、あらゆる利用可能な情報の提供を通じて ESC とともに作業を行うよう促した。

議題項目 8. 拡大委員会への勧告

94. メンバーは、拡大委員会に対する勧告及び助言が、報告書本体のテキストからピックアップされたものであることを確認した。

議題項目 9. まとめ

9.1. 次回会合の時期及び期間

95. 議長は、CC 9 が 2014 年 10 月 9-11 日に予定されていることに留意した。

9.2. 会合報告書の採択

96. 報告書が採択された。

9.3. 閉会

97. 会合は 2013 年 10 月 12 日午後 6 時 15 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. CDS 最低履行要件及び遵守政策 1 の本文修正版
5. 転載最低履行要件
6. みなみまぐろ（SBT）に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの創設に関する決議
7. 合意された CDS 決議の修正

参加者リスト
第8回遵守委員会会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR							
Stan	CROTHERS	Mr		NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz
MEMBERS							
AUSTRALIA							
Phillip	GLYDE	Mr Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 2100	61 2 6272 4906	phillip.glyde@daff.gov.au
Johnathon	DAVEY	Mr Assistant Director (A/g)	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 5476	61 2 6272 5089	johnathon.davey@daff.gov.au
Kelly	BUCHANAN	Ms Director	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 4719	61 2 6272 5089	kelly.buchanan@daff.gov.au
Kerry	SMITH	Ms Senior Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5334	61 2 6225 5500	kerry.smith@afma.gov.au
Matt	DANIEL	Mr SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Anne	SHEPHERD	Ms Manager, Data Entry	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5536	61 2 6225 5500	anne.shepherd@afma.gov.au
Sandra	SHARMA	Ms Senior Policy Officer	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5407	61 2 6225 5500	sandra.sharma@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 (0)419 840 299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Andrew	WILKINSON	Mr General Manager	Tony's Tuna Pty Ltd	PO Box 792, Port Lincoln, SA 5606, Australia	61 8 8682 2266	61 8 8683 0646	andrew@tonystuna.com.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA6160, Australia	61 8 9335 5499	61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com

FISHING ENTITY OF TAIWAN

Shiu-Ling	LIN	Ms	Deputy Director	Fisheries Agency	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6156	886 2 3343 6096	shiuling@msl.f.a.gov.tw
Cheng-Shen	CHANG	Mr	President	Overseas Fisheries Development Council	19, Lane 113, Roosevelt Road, Sec.4, Taipei, Taiwan	886 2 2738 1522	886 2 2738 4329	david@ofdc.org.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms	Assistant	Overseas Fisheries Development Council	No. 70-1, Sec. 1, Jinshan S. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 3343 6093	886 2 3343 6128	hohsin@msl.f.a.gov.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1ST RD, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7831 3304	simon@tuna.org.tw

INDONESIA

Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 08	62 21 34530	truchimat@yahoo.com
Nugroho	AJI	Mr	Director of Marine and Fisheries Resources Monitoring and Surveillance Infrastructure Development	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 15, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35231 13	62 21 35231 13	aji.nugroho1960@yahoo.com
Sere Alina	TAMPUBOLON	Mrs	Director for Fishing Surveillance, DG Marine and Fisheries Resources Surveillance	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 17, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35231 52	62 21 35231 52	serealinat@yahoo.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 08 1002	62 21 34530	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
Ahyadi	MAHRUS	Mr	Staff of Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 12, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35217 81	62 21 35217 81	mahrus_mmaf@yahoo.com
Harini	NALENDRA	Mrs	Vice Chairman of Indonesia Tuna Association	Indonesia Tuna Association	Jl. Waru No. 26 Rawamangun, Jakarta, 13220 Indonesia	62 21 47004 09	62 21 48922 82	harininalendra@harini.co.id
William	SUTIOSO	Mr	Head Section of Investation and Capitol of Integrated Fisheries Association	Integrated Fisheries Association	Jl. Gedong Panjang II No. 14 – J, Jakarta Barat 11240, Indonesia	62 21 69031 32	62 21 69831 571	aspertadu@yahoo.com
Sadullah	MUHDI	Mr	Director for Domestic Marketing	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari III, Lantai 12, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 63 6123	62 21 35001	S.muhamdi@gmail.com
Wiji	LESTARI	Mrs	Deputy Director of Analysis and Information for Domestic Market	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari III, Lantai 12, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 63 6123	62 21 35001	WLeSTori10@gmail.com
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com and sec@atli.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Shigeto	HASE	Mt	Chief Councillor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shigeto_hase2@nm.maff.go.jp
Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.jp
Yuki	MORITA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 6582	81 3 3595 7332	morita_yuuki@nm.maff.go.jp
Daisuke	KADOWAKI	Mr	Assistant Director	Agricultural and Marine Products Office, Trade Control Department, Ministry of Economy, Trade and Industry	1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8901	81 3 3501 0532	81 3 3501 6006	kadowaki-daisuke@meti.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@affrc.go.jp
Nozomu	MIURA	Mr	Manager	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kimio	NISHIKAWA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F 1-1-12 Uchikanda Chiyoda-ku Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	ms-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
NEW ZEALAND								
Arthur	HORE	Mr	Manager, Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland 1746, NZ	64 9 820 7686	64 9 820 1980	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Manager, Fisheries Stock Assessment	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt.nz
Kate	NEILSON	Mr	Legal Advisor	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18 901, Wellington, New Zealand	64 4 439 8028	N/A	kate.neilson@mfat.govt.nz

REPUBLIC OF KOREA

SungSu	LIM	Mr	Assistant Director	MOF(Ministry of Oceans and Fisheries)	Government Complex Sejong 94, Dasom20Ro, Sejong-City, 339-012, Korea	82 44 200 5369	82 44 200 5379	sslim789@korea.kr sslim7890@gmail.com
JungRe	KIM	Ms	Advisor	MOF(Ministry of Oceans and Fisheries)	Government Complex Sejong 94, Dasom20Ro, Sejong-City, 339-012, Korea	82 44 200 5370	82 44 200 5379	drew1126@naver.com
ZangGeun	KIM	Dr	Scientist	National Fisheries Research and Development Institute	216 Gijanghaean-ro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan, Rep. of Korea	82 51 720 2310	82 51 720 2337	zgkim@korea.kr
Jiae	SON	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Managemnet Service	8-30Ro, Jungangde-Ro, Jung-Gu, Busan, Korea	82 51 602 6033		sonjie@korea.kr
JuHeon	KIM	Ms	Assistant Director	National Fishery Products Quality Managemnet Service	371 Seohaedaero , Jung-Gu , Incheon-City, Korea	82 32 881 6063		jhkim84@korea.kr
HyoSang	KIM	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	6th fl, Samho Center Bldg, 275-1, Yangjae-Dong, SeoCho-Gu, Seoul, korea	82 2 589 1614	82 2 589 1630	coelho@kosfa.org
BoRam	JO	Ms	Manager	Dongwon Industries Co., Ltd	275, Yangjea-dong, Seocho-gu, Seoul, korea	82 2 589 4074	82 2 589 4397	

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COOPERATING NON-MEMBERS								
PHILIPPINES								
Benjamin	TABIOS JR.	Mr	Assistant Director	Bureau of Fisheries and Aquatic Resources	PCA Building, Quezon City	929 8390	929 8390	benjo_tabios@yahoo.com and tabios.bfar@yahoo.com
Richard	SY	Mr	Director	Phil Tuna Longline Ass.	Manila, Philippines	244 5563	244 5566	syrichard139@gmail.com
EUROPEAN UNION								
Kristofer	DU RIETZ	Mr	Adviser, International Affairs and Markets	European Commission Directorate-General Maritime Affairs and Fisheries Directorate International Affairs and Markets	European Commission Office J-99, 04/18 1049 Brussels Belgium	+32 2 296 64 34	+32 2 297 95 40	kristofer.du-rietz@ec.europa.eu
OBSERVERS								
SINGAPORE								
Adrian	LIM	Mr	Deputy Director (Fisheries)	Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore	5, Maxwell Road, #03-00, Tower Block, MND Complex, Singapore 069110	65 6325 7347	65 6220 6068	adrian_lim@ava.gov.sg
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alexia	WELLBELOVE	Mrs	Senior Program Manager	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alexia@hsi.org.au
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
Nigel	BROTHERS	Mr	Seabird consultant	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	brothersbone@yahoo.com.au
U.S.-JAPAN RESEARCH INSTITUTE								
Atsushi	ISHII	Prof	Researcher	U.S.-Japan Research Institute	41, Kawauchi, Aoba, Sendai, Miyagi, JAPAN 980-8576	81 22 795 6076	81 22 795 6010	ishii@cneas.tohoku.ac.jp
Isao	SAKAGUCHI	Prof	Researcher	U.S.-Japan Research Institute	Gakushuin University, 1-5-1 Mejiro, Toshima-ku, Tokyo 171-8588, Japan	81 3 3983 898	81 3 5992 1006	isao.sakaguchi@gakushuin.ac.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS								
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West	61 2	61 2	asoma@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager		ACT 2600 AUSTRALIA	6282 8396	6282 8407	siball@ccsbt.org
Samantha	MATTHEWS	Ms						

第 8 回遵守委員会会合
2013 年 10 月 10-12 日
オーストラリア、アデレード
議題

1. 開会
 - 1.1. 歓迎の辞
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. 会議運営上の説明
2. CCSBT 保存管理措置の遵守
 - 2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの年次報告
 - 2.2. 事務局からの報告
 - 2.3. CCSBT 管理措置に関する遵守の評価
3. CCSBT 遵守計画の実行
 - 3.1. 2013 年の行動計画
 - 3.1.1. 最低履行要件
 - 3.1.1.1. 漁獲証明制度 (CDS)
 - 3.1.1.2. 転載
 - 3.1.2. 他の RFMO と共通の IUU 船舶リストに関する費用対効果の調査
 - 3.1.3. 寄港国義務の効果的な導入方法の評価
 - 3.1.4. 試行的監査の実施、報告書の受領、調査結果の検討及び適切な行動
 - 3.1.5. インドネシアへの MCS 支援プログラムの提供
 - 3.1.6. SBT (特に一次加工されたもの) を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発
 - 3.2. 2014 年に実施予定の行動計画
 - 二国間協定及び国際的なネットワークを通じたモニタリング強化
 - IUU SBT 漁業に関する体系的な監視及び取締り体制の実施
 - 協力要請を行う必要がある非メンバー国の特定と指名
4. CCSBT MCS 措置のレビュー
 - 4.1. CDS
 - 4.2. 転載
 - 4.3. VMS

- 4.4. 許可畜養場・船舶記録
- 4.5. 公開されている市場データのレビューと分析
5. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）
 - 5.1. ステレオビデオ技術に関する合同の技術的な議論の結果の報告
 - 5.2. ウェブベースの電子 CDS の費用対効果
 - 5.3. オブザーバー計画
 - 5.4. 新規及び/又は強化 CCSBT MCS 措置
 - 5.5. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続
6. 将来の作業計画
7. その他の事項
8. 拡大委員会への勧告
9. まとめ
 - 9.1. 次回会合の時期及び期間
 - 9.2. 会合報告書の採択
 - 9.3. 閉会

文書リスト
第 8 回遵守委員会会合

(CCSBT-CC/1310/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures (Rev.1)
5. (Secretariat) Draft Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1) for the CCSBT's Catch Documentation Scheme and for Transshipment
6. (Secretariat) Consideration of an IUU Vessel list for the CCSBT
7. (Secretariat) Draft CCSBT Port State Measures Resolution
8. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review – Australia
9. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review - Japan
10. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review – Korea
11. (Secretariat) GTC's Report on the Trial Quality Assurance Review – New Zealand
12. (Secretariat) GTC's Report on the overall Quality Assurance Review Trial
13. (Secretariat) International Monitoring, Control and Surveillance (IMCS) Network Membership (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures (Rev.1)
14. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses
15. (Secretariat) Costs and benefits of a web-based eCDS for the CCSBT
16. (Secretariat) Options for strengthening the CCSBT's Scientific Observer Program Standards
17. (Indonesia) Proposal to Re-Asses Indonesia's Annual Catch Quota

(CCSBT- CC/1310/BGD)

1. (Secretariat) Members' Comments in relation to a Regional Observer Program (*Previously CCSBT-CCWG/1305/06*)
2. (Secretariat) Proposal for a Web-Based CDS (eCDS) System (*Previously CCSBT-CCWG/1305/05*)

(CCSBT-CC/1310/SBT Fisheries -)

- Australia Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission CCSBT
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
New Zealand	New Zealand Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
European Union	2012 Annual Report of the European Union to the Compliance Committee and the Extended Commission
Philippines	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT-CC/1310/Info)

1. (Secretariat) Preliminary Specifications for a web-based eCDS for the CCSBT

(CCSBT-CC/1310/Rep)

1. Report of the Eighteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2013)
2. Report of the Tenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (August 2013)
3. Report of the Fourth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (July 2013)
4. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee Working Group (May 2013)
5. Report of the Nineteenth Annual Meeting of the Commission (October 2012)
6. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)
7. Report of the Seventeenth Meeting of the Scientific Committee (August 2012)
8. Report of the Ninth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2012)
9. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
10. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
11. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
12. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2010)
13. Report of the Fifth Meeting of the Compliance Committee (October 2010)

CDS 最低履行要件及び遵守政策 1 本文修正案

1. はじめに

この政策は、委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が、CCSBT の保存管理措置に関して自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務は、メンバー及び CNM の両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にも CNM が含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及び CCSBT 事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT 事務局から提供されたものであり、CCSBT の決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称（該当する場合）及び全文へのリンクが示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。

この政策は、法的拘束力を有しない文書である。これらの義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。正式な勧告、決議又は決定とこの政策との間に相違があった場合においては、当該勧告、決議又は決定が優先する。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定/決議の一部として、並びに/又は CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に関連付けられてきている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

2. 目的

この政策の目的は、CCSBT の義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務及びかかる義務の適切な実施が期待される基本的な事項に対して、共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

a) CCSBT の義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。

b) 委員会に対し、遵守委員会を通じて、規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関連する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施されるより一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク（義務の履行に関連するもの）が生じた場合には、今後、履行要件に更に改善される可能性がある。

3. 政策提言

1. メンバーは、この遵守政策が委員会によって採択された後、できる限り速やかに、その別添 1 において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。
2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。
3. 漁獲管理、許可及び MCS に関連する措置（別添 1 のグループ 1-3）については、全ての運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関連する措置（別添 1 のグループ 4 及び 5）についても、自らの運用制度及びプロセスを規定するよう要請される。
4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。
 - 規則遵守の監視方法の特定
 - 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
 - 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
 - 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続
5. 履行に関する年次報告書には、以下に掲げる事項を含めなければならない。
 - 最低履行要件を遂行する方法及びその監視方法についての規定
 - 義務及び履行要件を遂行するための規則、運用制度及び手続の効果の評価
 - 全ての遵守リスク又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーは、特定の義務に関して、最低履行要件の変更を提案することができる。変更内容は、少なくとも別添 1 の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出しその承認を得なければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策の様式の部に添付される。

CCSBT における一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。：

- 別添 2 (CCSBT メンバー及び協力的非加盟国の標識放流計画に関する最低限の手續及び情報基準)、CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議 [CDS 決議](#)
- 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション 3 (洋上転載)、付属書 1 (CCSBT 転載申告書) 及び付属書 2 (CCSBT 地域オブザーバー計画) [転載決議](#)
- CCSBT 科学オブザーバー計画規範 [科学オブザーバー計画規範](#)

定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- *国別配分量に帰属する SBT 漁獲量*—メンバーによる SBT 漁獲死亡量のうち、当該メンバーにかかる SBT 総漁獲可能量の配分量に計上されるもの。
- *運用制度及びプロセス*—義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、取締り、調査等の業務。
- *規則*—法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の条件が含まれる。
- *制裁*—発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置。

この政策において、漁獲証明制度 (CDS) に関しては、以下に掲げる定義を適用する。

- 証明とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。一般的に、証明は、関係する事業運営 (例：漁業、蓄養、輸入又は輸出) を代表する、又はそれに対して責任を有する個人によって実施される。
- 確認 (validation) とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを裏付ける (confirm) ために二番目のチェック (check) をすることをいう。確認 (validation) の手続きには、以下に掲げる事項が含まれる。
 - (1) 文書化の確認 (checking)

- (2) 関連文書との照合による SBT 製品又は漁獲物の検査。これは、以下に掲げるメンバーの施設からランダムサンプリングで得られたものを対象に実施される。
- a. 蓄養場
 - b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶
 - c. 外国の港に水揚げする船舶

必要となるいかなる検査も CDS 様式を確認 (validation) する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。

- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的であることを裏付ける (confirm) 又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバーの権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。
 - (1) CDS 文書化及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査
 - (2) CDS の文書化が不完全又はそれが添付されていない SBT の供給を発見及び調査するための市場の監視
 - (3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視
 - (4) 輸出される又は輸入される SBT に必要な CDS 文書が添付されていることの確認 (checking)

4. 政策実施

この政策は、3年間かけて実施される。この期間において、遵守委員会は、CCSBTにおける義務を通じて作業を行い、履行要件に合意をする。別添1は、履行要件が合意されれば、これに応じて更新される。

委員会に対して新しい義務を勧告する際には、遵守委員会は、かかる義務に関連する履行要件をこれに含める。委員会による合意後、新しい義務及び履行要件が別添1に追加されることとなる。

5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項：
委員会	<ul style="list-style-type: none">● 政策の承認● 履行要件の承認
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none">● 履行要件の勧告（別添 1 の更新）● 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視● この政策のレビュー及び修正勧告
メンバー	<ul style="list-style-type: none">● 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施● 進捗及び有効性に関する報告
事務局	<ul style="list-style-type: none">● 報告書のテンプレートの作成● この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載

6. 政策のレビュー

この政策は、政策が承認された日から3年ごとにレビューされる。履行要件は、それが合意された日から3年ごとにレビューされるものとする。

メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。当該要求は、事務局長がそれをメンバーに回章できるよう、遵守委員会年次会合の遅くとも4週間前までに、事務局長宛に送付されなければならない。

7. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

委員会議長

日付： _____

レビューの日付: _____ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

CDS 最低履行要件

3.1 漁獲証明制度（決議）

名称: CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_CDS.pdf

注: 以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メンバー/OSEC」という用語は、メンバー、CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。

「類似」の業務を一まとめにするため、CDS の義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認 (validation)
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の確認 (verification)

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、この決議において規定される全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT への標識装着を含む。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。 a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/操業者/運行者、並びに SBT にかかわる全ての加工業者、輸入者、輸出者、再輸出者は、CCSBT の義務を認識する ¹ b. 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下
ii. メンバー/OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出について、全ての SBT は、漁獲モニタリング様式、また必要な場合 ² には、少なくとも 1 つの再	

¹ メンバー国の船籍を有しない許可運搬船の場合、当該運搬船がこれらを遵守できるよう当該運搬船の船長は許可を与えたメンバーの義務を認識する必要がある。

² 全ての SBT の再輸出、国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出が該当する。

3.1 漁獲証明制度

A. 義務（一般）

最低履行要件

輸出/国産品水揚げ後の輸出様式が、添付されなければならない。この要件の免除は認められない。ただし、

- 肉以外の魚体の部位（すなわち、頭、目、卵、内臓、尾）については、文書なく輸出/輸入することができる
- 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる

に掲げるものが含まれる

- i. 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式（CMF）
 - ii. 国産品として水揚げされその後輸出された SBT の全ての輸出、及び輸入された SBT の全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式（REEF）。いかなる REEF も、輸出される SBT に関して、関連する CMF の写し及びこれまでに発行された全ての REEF の写しが添付されなければならない
 - iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式（FTF）
- c. CDS の証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる。
- i. 漁獲標識様式（CTF）の証明者は、天然 SBT については漁労長又はその他適当な当局とし、蓄養 SBT については蓄養業者又はその他適当な当局でなければならない
- d. SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続を定める
- i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる項目を記録する
 1. 漁獲時及び曳航時における SBT の日ごとの死亡量
 2. 各蓄養場に移送される SBT の量（尾数及びキログラム単位の重量）

iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。

iv. CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていないなければならない。

v. 適当な当局は、漁獲標識様式の証明の部を記入しなければならない。

3.1 漁獲証明制度

A. 義務（一般）

最低履行要件

	<ul style="list-style-type: none">ii. 各漁期終了時において SBT が CMF に記録される前に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させるe. 証明手続の遵守状況が検証される <p>2. CDS 文書作成の例外を適用する場合（遊漁に関する義務 3.1A(ii)に基づいて認められるもの）には、いずれも場合においても、以下に掲げる事項を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 明確に許可され、かつ、かかる決定が事務局長に通報されることb. 関連するリスク管理戦略を策定し、これらに関連する死亡が明確にされ、かつ、遊漁による漁獲物が市場に出回らないようにすること <p>3. 全ての CDS 文書に固有番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>
<p>vi. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。</p>	<p>1. いかなる場合においても、転載を行う日において、CCSBT 運搬船記録上にある許可を受けた運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可されることを確保するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>2. 以下に掲げる事項を禁止するための規則を策定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 非許可漁船/運搬船によって漁獲された又は転載された SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出b. 移送/収穫を行う日において、SBT の蓄養が許可されていない蓄養場への移送、SBT の蓄養が許可されていない蓄

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
	養場間の移送、又は SBT の蓄養が許可されていない蓄養場からの収穫

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務（CDS 文書の修正）	最低履行要件
vii. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる ³ 。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務局長は、この決議に関して、提案された様式の変更が最小限のものであるか、又は大幅な変更であるかについて、メンバーと相談して決定する。 2. データが連続性を有していることを確保し、事務局によるデータのアップロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。 3. 修正後の文書は、修正箇所が明確に分かるようにした上で、遅くとも使用の 4 週間前までに、電子的な手段によって、事務局長に提供する。
viii. 上記に従って変更が加えられた文書 ⁴ は、他のメンバー/OSEC に配布するため、事務局長に提供されなければならない。	
ix. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。	

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
x. メンバーは、下記の「3.1 C xv」に掲げる 3 つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に個別に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を遂行することを確保するために運用制度及びプロセスを策定し実施する。

³ ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

⁴ 漁獲標識様式への追加を除く。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
<p>xi. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び体重測定は、SBT が冷凍される前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。</p> <p>xii. 漁獲モニタリング様式に記載される全ての SBT に対して漁獲標識様式が作成されていなければならない。</p>	<p>a. 全ての SBT 標識が、CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフで規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する</p> <p>b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する</p> <p>i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者</p> <p>ii. 「3.1 C xv」及び「xvi」に規定される特別な状況に対応するために標識を受領した者（該当する場合）</p> <p>c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT（偶発的に混獲された SBT も含む）、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT（ただし、「3.1 C xv」に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。）に対して、適正な標識を装着することを要請する</p> <p>d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する</p> <p>e. 捕殺時以降できる限り速やかに各魚の詳細情報が記録されることを要請する。これには、月、海区、漁法のほか、SBT が冷凍される前に測定された体重及び体長が含まれる</p>
<p>xiii. 標識装着計画は、CDS 決議別添 2 に定められた手続及び情報に関する最低基準を満たさなければならない⁵。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するために運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a. CDS 決議別添 2 に規定される手続及び情報に関する基準を満たす</p> <p>b. SBT 標識の許可されない全ての使用を特定する</p> <p>c. 標識番号の全ての二重使用を特定する</p> <p>d. 標識が装着されていないまま水揚げ、転載、輸出、輸入</p>
<p>xiv. メンバーは、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。</p>	
<p>xv. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をとみなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。</p>	

⁵ これには、標識に関する最低基準及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

3.1 漁獲証明制度

C. 義務（標識装着）

最低履行要件

- a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる
- b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる
- c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる

- 又は再輸出される全ての丸の状態の SBT を特定する（義務「3.1C xv 及び xvi」に規定される場合を除く）
 - e. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで⁶標識が丸の状態の SBT に留まることを確保する
 - f. 違法 SBT が市場に流通する機会を低減させるためのリスク管理戦略（ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む）が実施されていることを確保する
2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。

xvi. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。

- a. 事業者/操業者/運行者による上記 1.a-f の管理措置の遵守状況を監視する
- b. 非遵守が確認された場合に事業者/操業者/運行者に制裁措置を科す
- c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（「3.1C xv」及び「xvi」の特別な状況によるもの）の全てを事務局長に報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする

xvii. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、「3.1C xv(b)」、「xv(c)」又は「xvi」に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び「3.1C xvi」については従前（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。

xviii. メンバーは、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

⁶ 標識は可能な限り丸の状態の SBT に装着し続けるべきである。漁獲及び加工が、同一の事業者（又は事業主体）によって実施される場合には、SBT が丸の状態にある限り、標識は可能な限り装着し続けるべきである。この場合、最初の販売は、後刻加工された状態で行われるためである。

3.1 漁獲証明制度

D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>xix. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <p>a. 蓄養活け込み様式、漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式を確認する確認者に権限を付与する</p> <p>b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、</p> <p>i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること</p> <p>ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識していること</p> <p>iii. 当該権限が誤用された場合に適用される制裁措置を認識していること</p> <p>c. 適切な者が、所定の欄に署名及び日付を記入して、各種の CDS 様式を証明する</p> <p>d. 同一の CDS 様式中、同じ者が情報の証明及び確認の両方を行わない</p> <p>e. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する</p> <p>i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務「3.1 D xx」に規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく</p> <p>ii. 確認者リストから削除された確認者個人については、その削除が行われた四半期の末日までに、当該個人にかかる情報</p> <p>f. 以下に掲げる状況においては、確認が行われないことを確保する</p>
<p>xx. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない（政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見本及び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む）。メンバー/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。</p>	
<p>xxi. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。</p> <p>a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関</p> <p>b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー</p>	

3.1 漁獲証明制度

D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員</p> <p>d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員</p>	<p>i. 確認を行おうとする者に関する最新の詳細情報が、事務局長に十分に通知されていない場合</p> <p>ii. 確認を行おうとする者の確認権限が無くなっている場合</p> <p>2. 確認者のパフォーマンス（遵守及び効果）を監視するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>
<p>xxii. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるのものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を確実に実施するための運用制度及びプロセスを実施する。</p> <p>a. 以下に掲げる場合においてのみ CDS 様式が確認される</p> <p>i. 当該様式に記載される SBT の全てに標識が装着されている場合（加工が行われることによってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く）</p> <p>ii. 蓄養 SBT については、当該日に蓄養場記録において許可登録されている蓄養場から収穫された SBT の場合</p> <p>iii. 天然 SBT については、当該日において旗国であるメンバーから許可を受けている漁船によって漁獲された SBT の場合</p>
<p>xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要とされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。</p>	<p>b. 転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出にかかわらず、全ての SBT の貨物に対して確認済みの文書が添付される</p> <p>c. （国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出に関して）確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない</p>
<p>xxiv. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおりに確認されていないものについて、確認をしてはならない。</p>	<p>d. 以下に掲げる場合、確認は行わない</p> <p>i. 確認者への権限付与にかかる手続が正しく実施され</p>
<p>xxv. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する</p>	<p>i. 確認者への権限付与にかかる手続が正しく実施され</p>

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。</p>	<p>ていない場合</p> <p>ii. 当該 CDS 様式において不備や矛盾が発見された場合</p> <p>2. メンバーが、SBT 製品を CDS 文書と照らして確認するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。これには以下に掲げる事項が含まれる。</p> <p>a. 確認すべき様式中のデータを以下に掲げるものと照合することで、全ての CDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が含まれていないことを確保することを通じて、情報の正確さをチェックする要件。</p> <p>i. 先行する CDS 様式上のデータ（漁獲標識様式を含む）</p> <p>ii. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト</p> <p>iii. 当局によるあらゆる物理的検査の結果</p> <p>b. 全ての不整合又は不正確な情報のメンバー取締り当局への通報。</p>

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
<p>xxvi. メンバー/OSEC は、受領した全ての CCSBTCDS 文書の原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。</p>	<p>1. 文書及び/又は、スキャナーによって作成した電子コピーは、その文字の判読に支障を来すことのないような状態で、機密性が確保された場所において、最低3年間保存される。</p>
<p>xxvii. これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付</p>	<p>1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若し</p>

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
<p>されなければならない。</p> <p>xxviii. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供され、漁獲標識様式の情報、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。</p>	<p>くは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従って事務局長に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 1月から3月までに発行又は受領した文書－6月30日まで b. 4月から6月までに発行又は受領した文書－9月30日まで c. 7月から9月までに発行又は受領した文書－12月31日まで d. 10月から12月までに発行又は受領した文書－3月31日まで <p>2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。</p>

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
<p>xxix. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者若しくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 個人又は機関に対して、確認（verification）手続の実施に

3.1 漁獲証明制度

F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
<p>出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。</p>	<p>対する明確な責任を付与する</p> <p>b. CDS 文書を確認（validation）又は証明した個人が、同一の CDS 文書の確認（verification）手続⁷を行わないことを確保する</p> <p>2. 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを策定し実施する。</p>
<p>xxx. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない。</p>	<p>a. 船舶並びに輸出、輸入及び市場施設のサンプルを、必要に応じてリスクに基づき対象を絞って、選別し検査する。この検査の目的は、CDS に関する規定が遵守されていることの信頼性を与えるものでなければならない。</p> <p>b. 少なくとも 6 か月ごとに、CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる</p>
<p>xxxi. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合 ● CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合 	<p>i. CDS 様式上のデータの完全性をチェックし、受領した CDS 様式上のデータの整合性を他の情報源と照合する</p> <p>ii. 事務局長による CDS にかかる 6 か月報告書から得られたデータを照合する</p> <p>iii. 全ての不調和を分析する</p> <p>c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する</p> <p>d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる</p> <p>e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長</p>

⁷ 確認（verification）は、この文書の 3 ページにおいて確認（verification）の一部を構成する可能性のあるプロセスのリストと併せて定義付けされていることに留意。

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
	<p>及び関連するメンバー/OSEC に通報する</p> <p>f. 重大な不正行為にかかる全ての調査については、これを事務局長に通報し、遵守委員会への概要報告書に含めることができるようにする。この通報には、以下に掲げる事項の報告が含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 調査開始（この通報が当該調査を阻害しない場合） ii. 調査開始から 6 か月以内に、進捗状況（この通報が当該調査を阻害しない場合） iii. 調査終了から 3 か月以内に、最終結果 <p>3. 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない（国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出）ことを確保する。</p>
xxxii. メンバーは、この措置の「3.1F xxx」及び「3.1Fxxxii」に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。	
xxxiii. メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。	
xxxiv. メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲確認手続を支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。	

転載最低履行要件

2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

名称：国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション2より）

リンク： http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf

注：転載決議の他の規定に関する義務については、セクション 3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

2.3 許可運搬船記録	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局長に対し、自国の LSTLV から洋上転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上転載物を受け取る各運搬船に許可を与える b. 許可運搬船が、以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照） <ul style="list-style-type: none"> i. オブザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を

<p>ii. 各メンバーは、最初の CCSBT 運搬船記録が作成された後、CCSBT 運搬船記録への追加、削除及び/又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。</p>	<p>提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ii. オブザーバーの職務を遂行するために彼らと協力する iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えたりしない <p>c. 許可運搬船に関して、許可を受けた日から 1 か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に、必要な情報を事務局長に提出する</p> <p>d. 全ての更新情報を、直ちに、当該変更が生じた日から 1 か月以内に、かつ、実際に転載を実施する前に事務局長に提出する</p> <p>e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT 許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する</p>
<p>iii. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる場合においてのみ運搬船に洋上転載の許可を与えることを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 当該運搬船について、運用可能な VMS が既に搭載されているか、又は許可前及び SBT の転載前に運用可能な VMS が搭載されること。 b) VMS の送信頻度が、転載作業を示すのに十分なものであること。 c) VMS が想定される環境下で有効に機能すること。

3.3 (洋上) 転載監視計画 (決議)

名称: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバー配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上にて、冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船（LSTLV）から SBT の受け取りを許可された許可運搬船記録の創設及び管理に関連する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
義務	最低履行要件
i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国/漁業主体の事前許可が条件となる。	<p>他に特段の規定がない限り、許可漁船 (LSTLV) の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 以下に掲げる事項を実施することを確保するための運用制度及びプロセスを整備する。 <ol style="list-style-type: none"> LSTLV に関して、許可に関する文書（LSTLV の船長又は船主から提供された転載の詳細を含む）が転載実施前に利用可能であること。 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーの職務の履行に関連する協力を行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照） 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則を整備する。
<p>ii. メンバー、自国に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> • 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号 • 転載される製品のトン数 • 転載の日時及び位置 • SBT 漁獲の地理的位置 	

3.3 (洋上) 転載監視計画	
義務	最低履行要件
<p>b. 当該 LSTLV は、旗国である国/漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、同船の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書¹を作成し、送付しなければならない</p>	<p>a. 全ての SBT 転載について事前許可を受けていること</p> <p>b. 漁船が SBT が漁獲された日に CCSBT 許可漁船として有効に登録されていること及びすべての転載が行われる日に運搬船が CCSBT 許可運搬船として有効に登録されていること</p> <p>c. 指名された CCSBT オブザーバーが運搬船に乗船すること</p> <p>d. オブザーバーが不在のまま SBT の転載が実施されないこと</p> <p>e. 転載申告書は、転載決議 パラグラフ 11-14 に基づき、漁船及び運搬船によって記入、署名及び送付されること。具体的には、</p> <p>i) LSTLV は、転載後 15 日以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号及び完全な CCSBT 転載申告書を旗国/漁業主体に送付しなければならない</p> <p>3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. 転載許可を発給する</p> <p>b. 転載が行われた日付及び場所を確認する</p> <p>c. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する</p>
<p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>a. CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバーに対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</p> <p>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。</p>	
<p>iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーに乗船させることを確実にしなければならない²</p>	
<p>v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。</p>	

¹ 同決議の付属書 1 において記載されているとおり。

² CCSBT 地域オブザーバー計画は、この決議の付属書 2 において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいるが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーを運搬船に乗船させるため、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

3.3 (洋上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
	<ul style="list-style-type: none"> d. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）について、できる限り速やかに事務局長に通報する e. オブザーバーが、転載前に乗船できること（安全に実行可能な場合に限る）、並びに転載決議付属書2第5パラグラフ（a）の遵守状況を監視するために必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができることを確保する f. オブザーバーが、不正確な文書に関するあらゆる懸念、又は自身の義務を履行する上で受けた妨害、介入若しくは圧力について、報告ができるようにする g. 管理措置の遵守状況を監視する h. 発見されたあらゆる非遵守に関して、制裁又は是正行動計画を科す
<p>vi. 漁獲証明制度(CDS)に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLV の旗国であるメンバーは、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない b. LSTLV の旗国であるメンバーは、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを整備する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 漁船からの報告漁獲量、CDS 文書及び転載時の計測数量におけるあらゆる相違点を特定し、解決する b. すべての魚の転載を 100%監視する 2. 洋上で転載され国産品として水揚げされた SBT に関する全ての CDS 様式が水揚げの際に確認されるよう、運用制度及びプロセスを整備する。

3.3 (洋上) 転載監視計画	
義務	最低履行要件
c. メンバーは、LSTLV が漁獲した SBT が締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船リストにある漁船に関して、確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない	
vii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバーに水揚げ又は輸入される全ての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するための規則、制度及び手続を整備する。 a. 全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること
viii. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLV の旗国であるメンバーによって拠出されなければならない。	

6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定/決議/勧告）

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
<p>iv. メンバーは、委員会年次会合の4週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年の SBT 転載数量 ○ 前年に転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト ○ LSTLVs から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報及び報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会会合の4週間前までに事務局長に提出される。 2. 前暦年の報告書には以下を含めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> a. SBT 転載数量 b. 転載を行った、CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLVs のリスト c. 受領したオブザーバー報告書の分析（運搬船に配乗されたオブザーバーからの報告の内容及び結果の評価を含む）

みなみまぐろ (SBT) に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が
推測される船舶のリストの設立に関する決議
(第20回年次会合 (2013年10月17日) において採択)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) に付属する拡大委員会は、

FAO 理事会が 2001 年 6 月 23 日に違法、無報告、無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画 (IPOA-IUU) を採択し、この計画が、違法、無報告、無規制 (IUU) 活動に関与した船舶の特定について、合意された手続きに従い、及び公正、透明かつ差別的でない方法が適用される必要があると規定していることを想起し、

拡大委員会が、2011 年 10 月の第 8 回年次会合において CCSBT 遵守計画を採択したことを想起し、

みなみまぐろ (SBT) の IUU 漁業活動が、CCSBT の保存管理措置の有効性を低下させている事実を懸念し、

関連する CCSBT の措置の下で旗国又は主体に適用されたその他の措置にかかる先入観を持つことなく、漁船に関する対策を適用することにより IUU 漁業の増加という課題に対処することを決意し、

この課題に対応するため、他の全てのまぐろ類漁業管理機関において行動が開始されていることを考慮し、

IUU 漁業活動を行っている漁船の問題に優先的に取り組む必要があることを認識し、

IUU 漁業を防止し、抑止し、根絶するための努力が、世界貿易機関 (WTO) 協定において設立された権利義務を含め、全ての関連する国際漁業条約を踏まえ、及びその他関連する国際法に基づき対処されなければならないことに留意し、

条約の目的の実現に悪影響を与え得る、CCSBT に加盟していないあらゆる国又は主体の国民、居住者又は漁船によるみなみまぐろ漁業活動の抑止のため、メンバーが国際法及びそれぞれの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力するよう求めている条約第 15 条第 4 項を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条パラグラフ 3(b) に従い、以下のとおり合意する。

SBT IUU 漁業活動の定義及び CCSBT IUU 船舶リスト

1. 拡大委員会は、毎年、年次会合において、条約及び実施されている CCSBT の措置の有効性を弱体化させる方法で SBT の漁業活動を行った船舶を特定することとされている。拡大委員会は、この決議（又はその後の改正）により設定された手続き及び基準に従い、そのような船舶のリスト（CCSBT の IUU 船舶リスト）を作成し、必要に応じて後年これを改正するものとする。
2. 毎年、プロセスの一環として、最初に、メンバー/協力的非加盟国（CNM）から受領した情報に基づき、事務局長により IUU 船舶リスト案が作成されるものとする。その後、遵守委員会（CC）は、当初の IUU 船舶リスト案及び当該リスト案に掲載された船舶に関して提供された全ての情報に基づき、暫定 IUU 船舶リスト案を採択するものとする。また、CC は、現行の CCSBT の IUU 船舶リスト案について検討するとともに、適切な場合には当該リストから船舶を削除するよう勧告できるものとする。最終的に、拡大委員会は、暫定 IUU 船舶リスト及び現行の CCSBT IUU 船舶リストを修正するための CC による全ての勧告の両方を考慮した上で、最終的な CCSBT IUU 船舶リストを採択するものとする。CCSBT IUU 船舶リストの定義は付属書 I のとおりである。
3. この決議の目的のため、特にメンバー又は CNM が以下のような船舶にかかる適切に文書化された証拠を提示した場合、当該漁船は SBT の IUU 漁業活動に関与したものと推測される。
 - a. SBT を漁獲したが、メンバー又は CNM により SBT を漁獲することを許可されていない、又は；
 - b. SBT の漁獲又は CCSBT 報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った、又は；
 - c. CCSBT 保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した、又は；
 - d. CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている再補給船又は再給油船への転載又は共同操業に参加した、又は；
 - e. 沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又は SBT 漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなく SBT を漁獲した、又は；

- f. 転載、再補給又は再給油、その他全ての CCSBT の保存管理措置に反する SBT 漁業活動に従事した。

いわゆる SBT の IUU 漁業活動に関する情報

4. メンバー及び CNM は、当年及び/又は前年に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶のリストを、SBT の IUU 漁業活動の推測に関する適切に文書化された補助的な証拠を添付して、毎年、CC の年次会合の少なくとも 14 週間前までに事務局長に通知するものとする。その際、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式（付属書Ⅱ）を用いるものとする。
5. 本リスト及び証拠は、特に、メンバー及び CNM により、以下に限らず全ての関連する情報源から収集された情報に基づくものとする。
 - a) 時々採択及び改正された CCSBT の関連決議；
 - b) 船舶検査に関するメンバー及び CNM による報告；
 - c) 実施中の CCSBT 保存管理措置に関するメンバー及び CNM による報告；
 - d) 国連食糧農業機関（FAO）データ、統計及び CDS 文書、及びその他国内又は国際的に検証可能な統計といった関連する貿易統計に基づいて得られた漁獲及び貿易情報；及び
 - e) 寄港国又は主体から及び/又は漁場において得られたその他全ての情報であって適切に文書化された情報。
6. 事務局長に対する SBT の IUU と推測される船舶のリストの通知の前もしくは同時に、メンバー又は CNM は、関連する旗国又は主体に対して、直接あるいは事務局長を通じて通知（付属書Ⅱの様式を使用すること）するとともに、関連する適切に文書化された情報の写しを当該旗国又は主体に提供するものとする。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

7. 事務局長は、パラグラフ 4 に従って受領した情報及び入手可能なその他全ての適切に文書化された情報に基づき、IUU 船舶リスト案を作成するものとする。このリストは、付属書Ⅲに準拠して作成されるものとする。事務局長は、このリストを、休会期間中の全ての改正を含む現行の IUU 船舶リスト及び提供された全ての補助的な証拠とともに、全てのメンバー及び CNM、またこれらのリストに船舶が含まれている非協力的非加盟国（NCNM）に対して、少なくとも CC 年次会合の 10 週間前までに通知するものとする。

8. 事務局長は、船舶の所有者に対し、IUU 船舶リスト案への掲載及び拡大委員会により採択された CCSBT の IUU 船舶リストへの掲載の確定から生じる結果について通知するよう、旗国又は主体に要請するものとする。
9. メンバー及び CNM は、IUU 船舶リスト案を受領次第、IUU 船舶リスト案に掲載された船舶について、それらの活動及び船名、船籍及び/又は登録所有者変更の可能性を究明するため、厳密に監視するものとする。
10. IUU 船舶リスト案及び/又は現行の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 及び NCNM は、事務局長に対し、CC 年次会合の少なくとも 6 週間前までに、パラグラフ 22 の記載に沿って適切に文書化された情報（リスト掲載された船舶が CCSBT 保存管理措置を弱体化させる方法で SBT を漁獲しなかったことを示すもの）を含め、何らかのコメントを通知するものとする。
11. パラグラフ 7 及び 10 に準拠して受領した情報に基づき、事務局長は、全てのメンバー及び CNM に対し、IUU 船舶リスト案及び現行の CCSBT の IUU 船舶リストを、パラグラフ 10 に準拠して提出された全ての適切に文書化された情報とともに、CC 会合文書として CC 会合の 4 週間前までに回章するものとする。
12. 全てのメンバー、CNM 及び関連する全ての NCNM は、事務局長に対し、CCSBT の IUU 船舶リストの設立に関連する可能性があるあらゆる追加情報をいつでも提出することができる。事務局長は、CC 年次会合の直前に、提供された全ての証拠とともに当該情報を回章するものとする。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

13. CC は、毎年、IUU 船舶リスト案及び現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 7、11 及び 12 で言及された情報について検討するものとする。
14. CC は、旗国又は主体が以下について証明した場合、IUU 船舶リストから船舶を削除するものとする：
 - a) 当該船舶が、パラグラフ 3 に記載されたいかなる SBT の IUU 漁業活動にも参加していなかった、又は
 - b) 問題になっている SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な行動（特に、起訴及び/又は適切な重度の制裁金の賦課など）がとられた。メンバー及び CNM は、それぞれの船籍を有する船舶による CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための全ての行動及び措置を報告しなければならない。

15. この検討を踏まえ、CC は以下を行うものとする：

- a) IUU 船舶リスト案及びパラグラフ 7、11 及び 12 に従って回章された証拠に関する検討を踏まえ、**付属書Ⅲ**に準拠し、暫定 IUU 船舶リストを採択する。
- b) 現行の IUU 船舶リスト及びパラグラフ 10 及び 12 に従って回章された情報及び証拠の検討を踏まえ、**CCSBT**の現行 IUU 船舶リストから削除されるべき船舶がある場合には、これを拡大委員会に勧告する。

CCSBT IUU 船舶リスト

16. 拡大委員会は、その年次会合において、暫定 IUU 船舶リストに掲載された船舶に関する適切に文書化された全ての新たな情報、及び上記パラグラフ 15 に従って行われた **CCSBT**の現行 IUU 船舶リストの改正にかかる全ての勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューするものとする。その後、拡大委員会は、**CCSBT**の新たな IUU 船舶リストを採択するものとする。

17. **CCSBT**の新たなIUU船舶リストの採択に関して、**CCSBT**のIUU船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、**CNM**及び**NCNM**は、以下を要請される。

- a) **CCSBT**のIUU船舶リストへの船舶の掲載、及びパラグラフ18で言及されているように、**CCSBT**のIUU船舶リストへの掲載から生じる結果を所有者に通知すること。
- b) これらのIUU漁業活動を根絶するため、必要であればこれらの船舶の登録又は漁業許可の取消しも含め、全ての必要な措置をとること。また、この点においてとった措置を拡大委員会に対して情報提供すること。

18. メンバー及び **CNM** は、適当な法律及び規制、国際法及び各メンバー/**CNM** が国際的に負っている義務に基づき、全ての必要かつ差別的でない以下の措置をとるものとする。

- a) 当該船舶にかかる一切の**SBT**漁業許可の解除又は取消し、又は旗国の国内法及び規制に基づく代替的な制裁を賦課すること。
- b) 旗を掲げた漁船が、**CCSBT**のIUU船舶リストに掲載されている船舶との漁獲加工のオペレーションへの関与またはあらゆる洋上転載への参加及び共同操業など、いかなる支援も行わないよう確保すること。

- c) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、水揚げ、転載、再給油、再補給又は港でのいかなる取引も許可されないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - d) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、検査及び/又は効果的な取締り活動に目的を限定して入港が許可された船舶を除き、入港することのないよう確保すること。ただし、不可抗力である場合を除く。
 - e) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶が、その許可に基づき用船されることのないよう確保すること。
 - f) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている外国船籍の船舶が、その国旗を掲揚しないよう確保すること。ただし、当該船舶の所有者が替わり、新所有者が、旧所有者又は漁労長と法的、利益上又は金銭的に関わりがない、又は支配下でないことを証明する十分な証拠を提出した場合、又は旗国もしくは CNM が、関連する全ての事実を考慮して、当該船舶が旗を掲揚することが IUU 漁業にはつながらないと判断した場合を除く。
 - g) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT が、水揚げされ、転載され及び/又は国際的及び国内的に取引されることのないよう確保すること。
 - h) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶からの SBT にかかる虚偽の CDS 文書及び/又は虚偽の輸入/輸出証明を調査し、管理し、防止することを目的として、全ての適切な情報を収集し、他のメンバー及び CNM と交換すること。
19. 事務局長は、全ての適切な機密性要件に適合させつつ、CCSBT ウェブサイトへの掲載といった電子的な手段を通じて、CCSBT により採択された CCSBT の IUU 船舶リストを周知徹底するために必要なあらゆる措置をとるものとする。また、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、IUU 漁業を防止、抑止、根絶するための CCSBT とこれらの機関との協力の促進を目的として、CCSBT の IUU 船舶リストを通知するものとする。

相互掲載

20. 拡大委員会は、拡大委員会による合意に従い、状況に応じて、他の全てのまぐろ類地域漁業管理機関及び関連する機関の IUU 船舶リストとの相互掲載を検討することができる。

貿易措置/制裁

21. メンバー及び CNM は、旗国又は主体及び沿岸国又は主体の適当な WTO 上の義務を含む国際法に合致した適切な措置をとる権利を侵害することなく、パラグラフ 7 及び 15 に基づき一時的に IUU 船舶リスト案及び暫定 IUU 船舶リスト案に掲載された船舶、又はパラグラフ 14 又は 16 又は 22-26 に基づき IUU 船舶リスト案、暫定 IUU 船舶リスト案又は現行の IUU 船舶リストから既に削除された船舶に対し、そうした船舶が SBT の IUU 漁業活動に関与していたことを理由に、一方的な貿易措置又はその他の制裁措置をとってはならない。

CCSBT の IUU 船舶リストからの削除

22. CCSBT の IUU 船舶リストに船舶が掲載されているメンバー、CNM 又は NCNM は、遵守委員会を通じて、又は休会期間中のいつ何時でも以下を証明する適切に文書化された情報を事務局長に提出することにより、リストからの船舶の削除を要請することができる。

- a) 当該船舶に全ての CCSBT 保存管理措置を遵守させる措置が導入されている。
- b) 当該船舶、特に当該船舶による SBT 漁業活動のモニタリング及び管理に関する責任を有効に果たし続ける責務を負う。
- c) 以下のうち 1 つ以上。
 - i) CCSBT の IUU 船舶リストに掲載されている船舶により行われた SBT の IUU 漁業活動に対する効果的な措置（起訴又は適切な重度の制裁金の賦課等）がとられている。
 - ii) 当該船舶の所有者が変更され、新所有者が、旧所有者と法的、金銭的に又は当該船舶の所有権又はこれの管理権の行使について何ら関係がないこと、及び新所有者が SBT の IUU 漁業活動に関与していないことを証明できる。
 - iii) SBT の IUU 漁業活動を行った船舶に関する件について、最初に当該船舶のリスト掲載を提起したメンバー/CNM 及び関連する旗国又は主体が納得して解決される。

23. パラグラフ 22 に従って受領した情報に基づき、CCSBT の事務局長は、削除要請の通知から 15 日以内に、各メンバーに対して、全ての補助的な情報とともに当該削除要請を電子的に通知するものとする。

24. 拡大委員会の各メンバーは、船舶を削除するための要請を調査するとともに、パラグラフ 23 に記載された事務局長の通知から 21 日以内に、事務局長に対して、当該船舶を CCSBTIUU 船舶リストから削除するか又は掲載したままにするかに関する結論を文書で通知するものとする。船舶の削除要請にかかる休会期間中の全ての決定は、みなみまぐろ保

存委員会手続き規則の規則 6(5)に従って決定されるものとし、返答がない場合は要請を支持したものと見なされる。

25. 事務局長は、全てのメンバー及び CNM 及び CCSBT の IUU 船舶リストから船舶の削除を要請した全ての NCNM に対し、決定の結果を連絡するものとする。
26. メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの船舶の削除に合意する場合、事務局長は、CCSBT のウェブサイト上で公開されている CCSBT の IUU 船舶リストから関連する船舶を削除するために必要な措置をとるものとする。さらに、事務局長は、適当な地域漁業管理機関に対し、当該船舶の削除の決定を通知するものとする。
27. If a Member does not agree with the request for the removal of the vessel from the CCSBT IUU Vessel List, the vessel will be referred to the Compliance Committee for further consideration and the Executive Secretary will inform the Members, CNMs as well as any NCNMs that made the removal request.
メンバーが CCSBT の IUU 船舶リストからの削除要請に合意しない場合、当該船舶は、遵守委員会におけるさらなる検討に付されるものとし、事務局長は、メンバー、CNM 及び削除要請を行った全ての NCNM に対してその旨情報提供するものとする。

付属書 I : CCSBT の IUU 船舶リストの定義

全ての CCSBT の IUU 船舶リストの様式は、**付属書 III**に従わなければならない。

CCSBT の IUU 船舶リスト案

このリストは、パラグラフ 7 に従い、また、メンバー及び CNM から、SBT 違法活動に関する CCSBT 報告様式 (**付属書 II**) により提出された情報及び当年及び/又は前年中に SBT の IUU 漁業活動に関与したと推測される船舶に関するその他全ての適切に文書化された情報に基づき、事務局長により作成される。その後、このリストは、遵守委員会により毎年精査される。

CCSBT の暫定 IUU 船舶リスト

このリストは、IUU 船舶リスト案から作成される。

このリストは、遵守委員会が IUU 船舶リスト案の検討を完了し、関連する証拠が回章され、及びリスト案に対する全ての適切な改正が行われた時に作成される。

現行の CCSBT の IUU 船舶リスト

このリストは、合意された暫定 IUU 船舶リストと、現行の CCSBT の IUU 船舶リストを組み合わせられた検討により作成される。

拡大委員会は、その年次会合において、暫定リストに掲載されている船舶に関する全ての新たな適切に文書化された情報、及び CC により作成された現行の CCSBT の IUU 船舶リストにかかる全ての修正勧告を考慮し、暫定 IUU 船舶リストをレビューする。このプロセスは、拡大委員会により合意及び採択された CCSBT の IUU 船舶リストを、現行の CCSBT の IUU 船舶リストとするためのものである。

現行の CCSBT の IUU 船舶リストは、パラグラフ 20 に基づく他の RFMO との相互掲載による追加及び/又は削除、又はパラグラフ 22 から 27 に基づくメンバー/CNM/NCNM からの要請を通じて、休会期間中に改正され得る。

付属書Ⅱ：SBT違法活動に関するCCSBT報告様式

1.船舶の詳細

- a 現在の船名（もしあれば、旧船名）
- b 現在の旗（もしあれば、旧旗）
- c 最初にCCSBTのIUU船舶リストに掲載された日付（該当する場合）
- d ロイド、IMO及びUVI番号（可能な場合）
- e 写真（もしあれば）
- f コールサイン（もしあれば、旧コールサイン）
- g 所有者/受益権所有者/（もしあれば、旧所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- h 操業者（もしあれば、旧操業者）
- i 船長/漁労長の氏名及び国籍
- j SBTのIUU漁業活動が疑われる日付
- k SBTのIUU漁業活動が疑われる位置（可能な限り正確に特定）¹（可能な場合）
- l SBTのIUU活動の疑いの概要（詳細はセクション2を参照）
- m SBTのIUU漁業活動に関して実施されたと考えられる全ての措置の概要
- n 実施された措置の結果

¹緯度/経度、地理的な位置の名称及び/又は CCSBT 統計海区番号等が考えられる。

2. CCSBT 決議事項違反の詳細

決議のパラグラフ 3 の各事項について、これに違反した場合は「X」を記入し、日付、位置及び情報源といった詳細情報を提供する。追加情報は、必要に応じて別紙として提供できる。また、セクション 3 の下に列記できる。

参照 パラ	SBTのIUU漁業活動	記載
3a	SBTを漁獲したが、メンバー又はCNMによりSBTを漁獲することを許可されていない	
3b	SBTの漁獲又はCCSBT報告要件に基づく漁獲関連データを記録及び/又は報告していなかった、又は虚偽の報告を行った	
3c	CCSBT保存管理措置を弱体化させるような、禁止された又は非遵守漁具を使用した	
3d	CCSBTのIUU船舶リストに掲載されている再補給船又は再給油船への転載又は共同操業に参加した、又は	
3e	沿岸国又は主体の管轄水域で許可なく及び/又はSBT漁業に直接的に関連する法律及び規制の重大な違反を犯し、そうした船舶に対する措置を執るための沿岸国又は主体の主権を侵害することなくSBTを漁獲した	
3f	転載、再補給又は再給油、その他全てのCCSBTの保存管理措置に反するSBT漁業活動に従事した	

3. 関連文書

関連する添付書類（乗船報告書、裁判記録及び写真等）をここに列記すること。

付属書Ⅲ：全てのCCSBTのIUU船舶リスト（案、暫定及び現行）に含まれるべき情報

案、暫定及び現行のCCSBTのIUU船舶リストは、可能であれば、以下の詳細を含むものとする。

- i) 船舶の名称及びもしあれば旧名称
- ii) 船舶の旗及びもしあれば旧旗
- iii) 船舶の所有者及びもしあれば旧所有者（もしあれば受益権所有者）、及び所有者の登録地（もしあれば）
- iv) 船舶の操業者及びもしあれば旧操業者
- v) 船長/漁労長の **氏名及び** 国籍
- vi) 船舶のコールサイン及びもしあれば旧コールサイン
- vii) 可能な場合、ロイド/IMO及びUVI番号
- viii) 可能な場合、船舶の写真
- ix) 当該船舶が最初にCCSBTのIUU船舶リストに掲載された日付
- x) 当該船舶のリスト掲載を正当化する活動の概要及び全ての関連する補助文書及び証拠
- xi) もしあれば、当該船舶のすべての関連する現認の日付及び位置
- xii) 当該船舶により行われたCCSBT保存管理措置に違反する全ての関連活動の概要（もしあれば）

合意された CDS 決議の修正

1. CDS 決議本文の改正

1.2 メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC¹) の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ²、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³ (即ち、頭、目、卵、内臓、尾) については、文書なく輸出/輸入することができる。

脚注：

³この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

6.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本 (又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー) を、文書上に記載された直近の日付から最低 3 年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から 3 年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない (漁獲標識様式を除く)。

6.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。

- 船籍のおかれる国/漁業主体
- 収穫年
- 製品の仕向地(国産品の水揚げを含む)
- 漁具コード
- 正味重量
- 推定原魚重量 (変換係数を利用して正味重量から算出する)
- パラグラフ 3.4 に従って提出された、変更が加えられた CDS 文書の写し

¹用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

²用語「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

2. CMF及び関連する記入要領の改正

CMF様式：

当局による確認（洋上で転載され輸出されるものについては不要）：私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

CMF記入要領：

当局による確認（洋上で転載され輸出されるものについては不要）：洋上で転載され輸出されるものでない場合、政府職員の署名、日付及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名及び肩書きを記入する。洋上で転載された後に国内で水揚げされるSBTに関しては、国内での水揚げ時（すなわち転載後）に確認が行われるものとする。

CMF記入要領：

漁獲した船舶の船長による証明（~~洋上転載についてのみ~~）：洋上すべての転載の場合に関して、漁獲した船舶の船長は、漁獲/収穫に関する情報が正しく記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付をもって、この部を記入しなければならない。

3. REEF記入要領の改正

REEF 記入要領：

この様式は、すべての SBT の再輸出及び事前に国産品として水揚げしたすべての SBT の輸出に添付しなければならない、またその写しは発行国/漁業主体に提出しなければならない。

以下の事項ごとに1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式が発行される。

- 事前に国産品として水揚げされ、その後輸出される SBT にかかるすべての漁獲モニタリング様式、又は
- 輸入され、その後輸出される積荷（事前にこれに関連づけられた再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式及び漁獲モニタリング様式の写しを伴う）にかかる全ての再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式

さらに、輸出する SBT について、関連する漁獲モニタリング様式の写し及び事前に発行された再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式の写しを、すべてのこの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式に添付しなければならない。

4. CTF 記入要領の改正

CTF 記入要領：

尾叉長（cm）：魚の尾叉長を四捨五入して cm 単位（整数）で記入。

SBT の捕殺時に体長を測定することが可能な場合：冷凍及び尾を除去する前に、閉じた口先から尾叉までの水平な直線（魚体に沿わせな

い) を測定すること。SBTの捕殺後直ちに体長を測定することができず、代わりに水揚げ時、及び尾の除去後及び冷凍する前に測定する場合：尾叉長の測定に代えて、閉じた口先から尾ビレを除去した点までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定し、この長さに適切な変換係数を乗じること。